

1 市民意見公募の実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市第7次生涯学習推進計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、企画政策課窓口、立川市役所1階ロビー総合案内・3階市政情報コーナー、窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、たましんRISURUホール（市民会館）、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館

(3) 意見提出期間

令和7年4月1日～令和7年4月21日

(4) 結果

ア 提出者数 2名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	0名	2名	0名

イ 意見の件数 4件

全体に関わる こと	第1章 計画の概要	第2章 立川市の取組と評価	第3章 第6次計画の総括	第4章 施策の体系	第5章 共通して取り組む 重点項目	第6章 施策目標・施策の方 向・具体化の取組
0件	1件	0件	0件	0件	0件	3件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
1件	2件	1件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見と市の考え方について

(1) 意見を反映するもの（1件）

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	第6章	これからの生涯学習推進計画の進め方は、「力強く推進していく」ということを決める前に、順番としては、「具体的な活動内容等をわかりやすく市民や関係者に周知し、その必要性や価値を共有すること」ができていたことが大切で、必要だと思います。 それができていないまま、市民に納得されないまま、拙速に「学社一体化」を力強く推進するのではなく、ぜひ市民の理解と納得を得られるようお願いします。市民の理解と納得が得られていないまま進める、押しつけとなるような生涯学習推進計画ならば、大きな問題があると思います。ぜひ、市民が、まず十分、理解し、納得した上で、進めるようお願い致します。	第6章「施策の方向2 学社一体の推進」中、「具体化の取組① 将来世代を育む地域学校協働本部事業の推進」において、「市民や関係者に周知し、その必要性や価値を共有すること」について記載し、取組事項に反映していますが、「施策の方向2 学社一体の推進」の説明文中にも市民への周知について記載を加えます。

(2) 市の考え方を説明するもの（2件）

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
2	第1章	この計画には、「文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めること」を目指し、「生涯学習社会を実現する」ことを目的としています。」と書かれていますが、平和をめざし、立川市民が、一人一人の命や人権やくらしが守られるために、そして命や人権やくらしが守られるような立川市や社会にするような学習を進める大切さが大切で	教育基本法及び社会教育法の趣旨は重要なものと考えており、第3章第1節に、その考え方を記載しています。

		すが、それについて何も書かれていないのは、問題があると思います。教育基本法を守るべきです。そしてその趣旨を無視してはなりません。そのことを見失わずに、教育基本法や社会教育法の趣旨を計画の中に盛り込んで書き示し、計画を実行すべきです。 社会教育法には下記のことが書かれています。 記 第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。 そして、教育基本法には下記のことが書かれています。 記 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。 ここに、我々は、日本国憲法にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。 第1章 教育の目的及び理念	
--	--	--	--

		(教育の目的) 第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教育の目標) 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国	
--	--	---	--

		と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。	
3	第6章	マンションに住んでいると、地域のイベントに参加する機会が極めて乏しく、市報等で情報収集しないとイベントの存在すら気づけないことがあります。地域密着のイベントがあるようでしたら、チラシ1枚をマンションの掲示板に貼るだけでも効果がありそうな気がしますが、例えば市内のマンション管理業者と連携してイベント周知を行うなどの活動はできないもののでしょうか？	世代間交流の場などの情報を、さらに多くの方にお届けできるよう、いただいたご意見を参考に周知に取り組んでまいります。

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（1件）

整理 番号	意見
4	歴史民俗資料館を訪れてみたいのですが、交通アクセスが悪く、自家用車を持っていない子連れではなかなか行きにくいと感じています。2時間に1本くらいの割合でよいので、くるりんバスで駅から資料館近くまで直接行けたらと思います。